

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	予算科目	2-2-2(3)
事業名	町県民税事務事業		

■基礎情報

目的	町が実施する福祉・教育・建設・ごみ処理等様々な行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・個人課税資料（給報・申告書）収集 ・個人の課税資料の登録と課税計算 ・法人からの申告や納付等の管理	・特別徴収事務 ・普通徴収事務 ・年金特徴事務 ・法人町民税事務	
現在における経過又は課題	・未申告者に対する文書勧奨や実態調査、また、国税連携による配当、報酬データ、税務署経由の生保・損保の課税資料の有効活用により、適正かつ公平な課税に努めている。 ・標準化システムへの移行に対応するため、帳票レイアウトのすり合わせや、移行前のエラーデータ確認作業等の準備を逐次進めている。 ・申告書合算（4月上旬）から課税計算までは、短期間で行う事務量が多くなる。納税通知書発送に至るまでのスケジュール管理、正確な賦課課税のための事務改善を常に意識して事務処理を進める。 ・経験年数問わず、正確な課税事務を行うためにマニュアル整備を行う。また、研修等には積極的に参加し、職員間で情報共有を図り、資質向上に努める必要がある。 ・確定申告においては、税務署とともに電子化を推奨をしている。 ・法人町民税法人税割は、景気動向に左右され非常に不安定であるため、予算見積もり、決算見積もりが難しい。		
令和7年度の目標又は改善策	・適正かつ公平な課税を行うために未申告者に対する文書勧奨、実態調査を継続して行い、税の公平性を確保する。 ・国税連携による課税資料については、年度の早い段階で調査を行い、必要に応じて申告勧奨、間取り調査等を行い、適正な課税を行う。 ・標準化システムへのスムーズな移行。 ・給報、年報、申告書の電子化が普及、定着し、入力作業は減少している。その分の時間を、課税入力チェックにあて、ダブルチェック体制を徹底することで、経験年数を問わず、正確な課税事務を行う。 ・職員間で共通認識を保てるよう、事務マニュアルを整備する。研修等には積極的に参加し、情報共有することでグループ全体の底上げを図る。グループ内で、定期的な事務振返りのミーティングを設け、さらなる事務効率化へつなげていく。 ・税務署が推進する電子化に対応していくため、対応が可能な限り電子化を進めていく。また、確定申告においては、今後も継続してe-taxの推奨、周知に努める。 ・法人町民税法人税割は、日ごろから経済や世界の動向等を注視し、企業の決算情報を確認する。また、例年12月に実施している企業訪問により得た情報から税収を見込み、予算へ反映させる。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 2 節	行財政経営					
成果指標	正確な町県民税の賦課							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値

成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値

■3年間の目標

目標	電子化に対応するとともに、適正で公平な町県民税の課税に努める。					
項 目（単位）		R5実績	R6目標	R7目標	R8目標	R9目標

■次年度以降の予定

令和8年度 e L-Q Rによる電子振込開始							

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	例月事務・・・（特・普・年金・法人の異動事務）、申告書合算、課税計算
5	例月事務、特別徴収納税通知書発送、3月末決算法人確定申告受付
6	例月事務、普通徴収納税通知書発送
7	例月事務、課税状況調、年金特徴仮徴収の還付（4月、6月対象）、年金機構へ年金特徴通知
8	
9	例月事務、当初課税チェック及び調査（扶養照会、重複照会、他市町照会、未申告者調査等）
10	例月事務、調査（扶養照会、重複照会、他市町照会、未申告者調査、配当・報酬調査等）
11	標準化システム移行
12	例月事務、調査（未申告者等）
1	例月事務、3月末決算法人予定申告受付
2	例月事務 次年度当初課税準備
3	例月事務、給報整理
	例月事務、給報整理、町内確定申告
	例月事務、確定申告書取込処理、給報・年金合算、確定申告相談応援者派遣（小牧勤労センター）

■目標又は改善策に対する取組内容

電子化された課税資料は、配信スケジュールに合わせて適時取込みを行った。取込みできなかった申告書等は、複数の職員が共通認識を持って入力を行い、人的ミスがないよう取組んだ。
税務署からの情報を活用し、未申告収入のある者に対し調査を行い、必要に応じて申告を促した。
確定申告会場の開設については、税理士無料相談会も含めて完全予約制とし、当日の整理券を求める行列を解消した。WEB予約に関する相談に対し、必要に応じて適切なサポートを講じた。
法人町民税法人税割予算に関しては、日ごろから経済や社会の動向を注視し、決算書等を確認している。非上場企業に対しては電話による聞取りを行い情報収集した。

■評価

課税事務においては、当初にスケジュールを立て、グループ員全員で計画的に進めることができた。
未申告者が来庁した際には、申告の意義について理解を深めていただくよう丁寧に説明を行った。
申告会場設営においては、人員の配置や、電子申告の普及等、運営方法に改善が必要な点もあり、引続き次年度の課題とする。
企業に対する聞取りでは、直接企業の担当者から経営状況や納税の予測等を確認し、法人町民税法人税割の把握に努めた。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	予算科目	2-2-2-(4)
事業名	固定資産税事務事業		

■基礎情報

目的	町が実施する福祉・教育・建設・ごみ処理等の様々な行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・土地家屋評価業務 ・土地家屋現地調査 ・税通処理業務 ・償却資産調査	・償却資産申告事務 ・固定資産税課税事務	
現在における経過又は課題	・土地の課税について、土地家屋合成図及び課税データを活用して随時、課税地目のチェックを行うとともに、必要に応じて現地調査を実施している。適正かつ公平な課税を行っていくためには、土地の利用状況を常に把握しておく必要がある。 ・家屋の課税について、適正かつ公平な課税を行うため、新增築家屋を把握し、家屋調査を実施すると同時に、建替え等に伴う家屋取壊しの把握に努めている。しかし、建築確認の届け出等が不必要な簡易な建物の新增築や取壊しも多く、すべてを把握することが困難であるため、巡回等を行うなどして家屋の異動を常に把握しておく必要がある。 ・償却資産については、申告状況に応じて、税務署調査及び企業が備える固定資産台帳を提出してもらい、申告書との相違を確認して、場合によっては修正申告を求めるなど適正かつ公平な課税を行うよう努めている。 ・固定資産税制度は、納税者に複雑で、理解が難しいものであるため、家屋調査時や窓口において、課税のしくみについて分かりやすい説明を行っていく必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	・納税者に対して、正確かつ分かりやすい説明ができるように、担当者のみならずグループ全体で業務内容を共有し、知識・情報の共有化を図る。 ・土地及び家屋の現況調査の実施にあたり、より的確に把握できるよう随時、巡回を行っていくとともに、調査資料についても基幹システムを活用し、より正確な資料を作成する。償却資産については、税務署調査を行うとともに、状況によっては、企業が備える固定資産台帳を提出していただくなど、申告書の相違を確認することで適正かつ公平な課税に努めていく。 ・固定資産税の仕組みを納税義務者へ正しく理解していただくため、訪問時や窓口での対応を始め、広報やホームページなどを利用し、広くPRをしていく。 ・標準化システムへのスムーズな移行に取り組んでいく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 2 節	行財政経営					
成果指標	正確な固定資産税の賦課							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値

■3年間の目標

目標	納税者に固定資産税のしくみを理解していただくとともに、適正かつ公平な課税に努める。					
項 目（単位）			R5実績	R6目標	R7目標	R8目標

■次年度以降の予定

令和9年度評価替に向けての事務（令和8年度）

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	納税通知書発送
5	随時 家屋調査
6	翌年度課税準備（土地家屋現地調査及び評価）／五市二町固定資産評価事務連絡協議会①
7	土地価格時点修正作業
8	償却資産税務署調査（8月～11月）
9	標準化システム移行
10	
11	五市二町固定資産評価事務連絡協議会②
12	償却資産申告書発送
1	翌年度課税データ作成、償却資産申告受付及び入力事務
2	
3	翌年度納税通知書作成

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・土地及び家屋の現況について、計画的に現況調査を実施した。また、家屋の課税について、町への異動届をもれなく行っていたよう未登記家屋のご案内に注力し、現況に沿った課税ができるよう努めた。
- ・償却資産については、税務署調査等により申告書の相違を確認することで適正な課税に努めた。
- ・納税義務者に対して分かりやすい説明ができるように、各種研修等に参加し、職員個々の資質向上を図った。
- ・標準化システムへの移行後、細心の注意を払い課税を行ったが、システム不具合による影響があり、課税誤りとせざるを得ない案件が発生した。その中で、原因の特定と納税義務者への説明に努めるよう準備を進めた。

■評価

- ・土地及び家屋の現況調査を計画的に実施し、適正な評価、課税を実施することができた。
- ・償却資産について、調査等により申告書の相違を確認したことで適正な課税を実施することができた。
- ・納税義務者が亡くなられた際の相続代表人等家族への説明の際に、先述した未登記家屋や滞納分の徴収等に努め、課内で連携して業務に従事することができた。
- ・納税義務者に対して「固定資産税のしおり」を配布する等、理解が深まるよう周知した。次年度は評価替えの年になるため、より一層、納税義務者への説明等職員の資質向上に努めていきたい。
- ・標準化システムへの移行後、令和8年度秋ごろまで初回の年次作業等が続くため、緊張感をもって対応したい。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	予算科目	2-2-2-(5)
事業名	軽自動車税事務事業		

■基礎情報

目的	町が実施する福祉・教育・建設・ごみ処理等の様々な行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・ 軽自動車税(種別割)課税事務 ・ 軽自動車異動入力事務 ・ 原動機付き自転車等登録廃止事務 ・ 納税証明書発行事務		
現在における経過又は課題	・ 町外へ転出後、さらに転居された場合、あて所不明として納税通知書が返戻されることもあるため、再転居先の追跡に多くの時間を費やすことが課題となっている。こうした課題を解消させるため、転出時において、軽自動車税に関する各種変更手続きの案内を行うなどして課題解決に向けて取り組んでいる。		
令和 7 年度の目標又は改善策	・ 引き続き、戸籍保険課と連携して、転出時に軽自動車に関する手続きについて、分かりやすく説明するとともに、案内チラシをお渡しして、軽自動車税に係る各種手続きを促していく。 ・ 標準化システムへスムーズに移行させていく。 ・ 標準化システムへの移行と関連して、次年度以降、二輪車等に係る申告手続きに関するオンライン化が予定されていることから、本町で取り扱う軽自動車(二輪車・小型特殊など)に関する各種手続き方法について、手続き負担を軽減させる観点から、見直しを検討していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 2 節	行財政経営					
成果指標	正確な軽自動車税の賦課							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値

■3年間の目標

目標	適正かつ公平な課税に努めるとともに、軽自動車税に関する各種手続きの簡素化に取り組んでいく。					
項 目（単位）		R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標

■次年度以降の予定

団体間回送システムによる情報連携の開始（R8年度以降予定）

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	当該年度 納税通知書作成
5	当該年度 納税通知書発送、翌年度課税用異動入力作業（通年）、転出車両調査（通年）
6	当該年度 口座振替納税者に係る納税証明書一括作成及び発送
7	
8	
9	標準化システム移行
10	
11	
12	
1	
2	
3	
随時	納税証明書窓口発行

■目標又は改善策に対する取組内容

・転出者に対して、軽自動車に関する手続きについて記載されたチラシを交付して、登録情報の異動等について説明し、所有者の住所地に登録されるよう周知に努めた。 ・軽自動車税の減免手続きの簡素化を検討した。令和5年度から郵送での手続きに対応しており、対象者には文書でその旨を案内した。 ・標準化システムへの移行後、登録等異動情報の入力等について、遅滞なく行うことができた。
--

■評価

・転出時にチラシを交付したことで、軽自動車に関する手続き漏れ、軽自動車税の納税漏れの防止につながった。 ・減免手続きの郵送での手続きについて、引き続き案内を継続する。 ・標準化システムへの移行後、軽自動車税の賦課等初回の年次作業が控えているため、緊張感をもって対応したい。
--

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	予算科目	2-2-2-(6)
事業名	収納事務事業		

■基礎情報

目的	税の公平な負担と安定的な税収の確保を目指す。		
事務内容	・滞納整理、処分事務 ・督促、催告事務 ・滞納者管理事務	・収納事務 ・不納欠損事務	
現在における経過又は課題	・日本経済は、コロナ収束後、緩やかに回復を続けているものの、多くの国民の年間所得は依然として厳しい状況であり、さらに物価上昇も相まって、家計に与える影響は深刻なものとなっており、納税に対する優先順位や意識低下が懸念されている。 ・現年度の滞納者に対しては、滞納発生直後の初動対応を迅速に進めていく事がより重要と考えており、文書や電話による催告を滞納発生直後に実施している。 ・これまでと同様に、十分な担税力が有りながら催告又は督促に応じない滞納者に対しては法に基づく滞納処分を行っている。 ・雇用形態の変化（フリーランス、短期雇用、派遣雇用等）により雇用先の変更や転入転出を繰り返し、その都度滞納を生み出す者が今後も多く発生する可能性がある。 ・外国人労働者は、日本への納税意識が希薄で、滞納率も高くなっている。加えて、外国人労働者は、滞納の状況で帰国してしまい所在地不明で不能欠損となる場合がある。 ・長期少額分納者や約束不履行者に対する滞納整理方法の見直し等の検討が必要である。 ・9月の基幹系システムの標準化準拠システムへの移行に向け準備していく必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	・現年度の新たな滞納者に対しては、早い段階で速やかに文書催告等を行い、滞納の増加抑制や滞納の再発防止に努める。 ・滞納者に対しては、来庁や電話等によりまず接触を試み、計画的にかつ早急に滞納解消へ導く。接触を試みても応じない、または、応じても完納する意思がない場合は、預金調査等の財産調査や勤務先への給与調査を行い、それにより本人と接触のうえ生活状況を聞き取り、計画的な滞納整理（分割納付案内や滞納処分の執行等）を行う。 ・高額、悪質滞納者や約束不履行者に対しては、呼び出し等を行い、応じない場合には法に基づき差押を執行し、呼び出しに応じた場合は、差押を前提とした納税相談により、改めて早期完納を目指した分納誓約を締結する。 ・納税相談や財産調査の結果、滞納解消困難と判断した場合は、滞納処分の執行停止を検討する。 ・基幹系システムの標準化準拠システムへの移行については、電算担当やシステム会社と連携して実施していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営						
	基本政策	第 2 節	行財政経営						
成果指標	町税収納率								
	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	
	98.90%	98.60%	98.80%	98.90%	99.00%	98.90%	99.00%	98.90%	

成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値

■ 3年間の目標

目 標	町税収納率の向上					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
町税収納率の向上		99.00%	98.90%	99.00%	98.90%	98.90%

■次年度以降の予定

年度ごとの目標収納率を達成するため、効率的で効果的な滞納整理を進めていく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
	【管理業務】 随時：口座登録・管理事務 公簿財産等照会事務 日次：収納消込事務 月次：収納月締事務 督促状発送（納期限の２０日以内） 口座振替関係事務 【滞納整理業務】 随時：納税相談事務・差押財産等調査 差押執行事務・戸別訪問及び 呼出し状等発送 日次：分納管理・履行確認事務
4	・ 基幹系システムの標準化準拠システムへの移行準備
5	
6	・ 滞納繰越（現年分）事務
7	
8	
9	・ 基幹系システムの標準化準拠システムへの移行完了
10	
11	・ 催告書発送
12	
1	
2	
3	・ 不納欠損事務、滞納繰越（過年分）事務

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・現年度の新たな滞納者に対しては年2回の催告書や随時手紙の発送及び電話をかけ、早期の納付を促した。
- ・過年度滞納者に対しては、まずは電話や手紙により積極的に接触を試み、滞納者に合わせた的確な動機づけと分納計画の提案を行い早期に完納へと導いた。また、滞納者が役場に来庁された時も接触する良い機会と捉え、税務課だけでなく国民健康保険税を取り扱う戸籍保険課に来庁された際も連携を密にし、町税に未納があった場合は、税務課へ案内してもらい納税折衝を試みた。なお、分納約束を締結後は納付管理を徹底し、約束が不履行となった場合には電話をしたうえ、納税を継続させることに尽力を注いだ。さらには、年に1回の過年度催告を復活させ、滞納分の収納率向上を図った。
- ・高額、悪質な滞納者や約束不履行者に対しては、呼出状、差押予告書及び約束不履行通知書を発送し、納税誠意がない滞納者に対しては給与や不動産等の差押を前提とした納税折衝を実施したうえ、分納誓約を締結した。なお、今年度の差押件数は0件であったが、今後も十分な担税力が有りながら納付催告に応じない滞納者については、財産差押を随時執行していき、税の公平性の確保を図っていく。
- ・生活困窮者、居所不明者及び相続放棄について、滞納処分の執行停止措置を実施した。
- ・基幹系システムの標準準拠システムへの移行後は、度重なるシステム不具合が発生し、その都度修正を繰り返しながら事務を進めた。

■評価

- ・滞納を解消することだけでなく、税金は納期限内に自主納付しなければならないことを教示することを念頭に置き、常に接触することを心がけて折衝に努めることができた。
- ・差押件数は0件であったが、滞納繰越分の収納率については、固定資産税以外は前年の収納率を上回り、全体の収納率も0.2ポイント上回った。また、現年についても軽自動車税以外は前年の収納率を上回った。また、不能欠損についても、調査に基づく執行停止によるものが増え、結果的には次年度繰越額を減らすことができた。
- ・日頃から賦課担当や国民健康保険税所管課等との連携を密に図り、徴税吏員として滞納整理に対する基本方針を共有する事ができた。
- ・標準化システム以降後は、スムーズな事務はできておらず、引き続きベンダーと連携を取りながら進めていく必要がある。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	予算科目	—
事業名	税務対応事務事業		

■基礎情報

目的	・関係団体との情報交換及び連携を推進し、また職員の積極的な税務研修への参加により課税・収納事務の円滑化を図る。 ・町民に対し税に関する周知及び啓発を行い、税のしくみについての理解及び納税意識の向上に努める。
事務内容	・青色申告会大口連絡協議会に係わること ・税に対する理解促進及び周知に係わること ・租税制度の教育及び周知に係わること
現在における経過又は課題	・小牧税務推進協議会は、国税、県税及び小牧税務署管内の5市2町との連絡会議であり、情報交換、税の専門知識の向上のため研修会や確定申告の勉強会を実施、加えて管内優良納税者の表彰を行っている。 ・小牧法人会大口支部では、役員会や総会に出席し、町内企業との情報収集及び情報発信の場として。 ・尾北納税貯蓄組合連合会は、「税を考える週間」の啓発活動として、税に関する作文と習字の優秀作品の表彰を行い、習字においては役場ホールに展示をしている。 ・青色申告会大口連絡協議会は、青色申告の推進や税を考える週間時に税の啓発を行っている。 ・租税教室は、小学生のうちから税の理解してもらい、将来の租税意識を持ってもらうことを目的に開催している。 ・税制や税制改正の情報をホームページ、広報等で住民に周知を図っている。
令和7年度の目標又は改善策	・各種団体と協力して、税の啓発や税制度等の周知に努め、納税意識の向上を図る。 ・小牧税務推進協議会と協力して、小中学校の児童生徒に対して、租税教室を実施し、若い時から納税意識を育てるように努める。 ・小牧税務推進協議会等の会議や税に関する研修会等に積極的に参加し、近隣市町の情報収集や税知識の向上に努める。 ・税制や税制改正の情報をホームページ及び広報等で住民に周知する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 2 節	行財政経営					
成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値

成果指標							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値 R7目標値

■3年間の目標

目標	租税教室を開催する。				
項 目（単位）			R5実績	R6実績	R7実績 R8目標 R9目標
租税教室の開催			1	2	1 2 2

■次年度以降の予定

- ・租税教室について税務署の協力を得ながら、今後も継続及び拡大を検討していく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	小牧法人会大口支部第1回役員会
5	小牧法人会大口支部総会、小牧税務推進協議会理事会・総会、租税教育推進協議会総会、尾北納税貯蓄組合連合会総会、青色申告会大口連絡協議会総会
7	小牧法人会大口支部第2回役員会
8	小牧税務推進協議会理事会
9	租税教室講師養成研修会、小牧法人会大口支部第3回役員会
10	小牧税務推進協議会税務セミナー、同広報部会、同理事会
11	尾北納税貯蓄組合連合会税を考える週間啓発活動・作品展示、青色申告会大口連絡協議会税を考える週間啓発活動、納税表彰式、小牧税務推進協議会課税部会、担当者研修（確定申告）
12	小牧法人会大口支部第4回役員会、租税教室
1	小牧税務推進協議会確定申告相談・応援者研修会
2	
3	小牧法人会大口支部第5回役員会

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・小牧税務推進協議会及び近隣市町の連絡会議には、課長及び担当職員が出席し、税務署職員・県税事務所職員・近隣市町税務担当職員と事例研究及び情報交換を行った。
- ・小牧法人会大口支部で開催される役員会や総会に職員が出席し、町内企業の代表の方に、税や町政に関する情報発信を行い、小牧法人会大口支部の会員の方との交流を深め情報交換を行った。
- ・尾北納税貯蓄組合連合会が主催する中学生の作文コンクールや青色申告会が行う税に関する習字の作品展に協力すると共に、会議や事業に出席し、団体が目的とする税の周知・理解を支援した。
- ・小牧税務署が主催して開催する租税教室の講師研修会に税務課職員が参加した。

■評価

- ・小牧税務推進協議会主催の研修会に参加し、国税の方針やノウハウを学び、住民の方の国税についての問い合わせ等にも対応出来るように、知識を深めることが出来た。
- ・近隣市町との連絡会議で、各市町で実際にあった事例を題材に、各市町の対応方法等意見交換を実施することで、本町での税務事務の改善に繋がった。
- ・小牧法人会大口支部の役員会で税や町政に関する情報発信を行うことにより、税の理解や周知の一助とし、適正な納税の理解に努めた。
- ・尾北納税貯蓄組合連合会や青色申告会の作文の表彰式や習字の展示に協力することにより、団体活動の支援と団体の活動の目的である税の周知・理解に協力することが出来た。
- ・本年度は開催時期の都合上税務署職員により租税教室を実施し、児童に税の仕組みや納税の意義について理解してもらうことが出来た。開催時期については引き続き調整が必要である。